

岡教指第104-1号  
平成31年4月12日

岡山市監査委員 様

岡山市教育委員会  
教育長 菅野 和良

指摘事項の改善措置状況について（通知）

平成31年1月31日の講評により指摘を受けました事項について、別紙のとおり改善措置状況を報告します。

定期監査の指摘事項の改善措置状況（平成30年11，12月実施分）

指導課

指摘事項

平成30年9月30日現在，滞納繰越分の収入未済額が，昭和48年度まで実施していた修学資金貸付金の元金回収において87万円余（収納率0%），昭和51年～平成4年度に発生した奨学金の過払いに係る返納金において25万円余（収納率0%）認められました。

岡山市債権管理条例に基づいて，適切な債権管理をすみやかに行ってください。

改善措置状況

当債権の債務者に対して，文書による通知や訪問等を行い債権回収に努めました。しかし，残債務全てが時効を迎えており，回収の見込みがないため，収入未済となっていた「修学資金貸付金」14件（879，200円）及び「奨学金返納金」16件（250，500円）すべてを岡山市債権管理条例の規定により債権放棄を行い，平成31年3月29日に不納欠損処分を行いました。